

令和2年4月13日

関係各位

地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院  
地域医療連携センター長 高津 哲郎

## 高度医療機器共同利用検査依頼時の患者説明について

医療法施行規則（医療法施行規則第一条の11）の改正に伴い、診療放射線に係る安全管理は、管理者が確保すべき安全管理の体制確保に当たって講じるべき措置が定められました。この改正には、次の内容（必要部分抜粋）が含まれています。

- 放射線診療を受ける患者に対する診療実施前の説明は、次に掲げる点に留意して行うこと。
  - （1）当該放射線診療により想定される被ばく線量とその影響（組織反応（確定的影響）及び確率的影響）
  - （2）リスク・ベネフィットを考慮した放射線診療の必要性（正当化に関する事項）
  - （3）当該病院で実施している医療被ばくの低減に関する取り組み（最適化に関する事項）

### ○紹介患者の放射線診療

放射線診療を目的とした紹介患者については、紹介する病院等と紹介を受ける病院等の双方において正当化及び最適化、患者に対する情報提供を行うこと。

紹介する病院等では、**紹介する医師**又は**歯科医師**が正当化及び依頼内容の最適化を行い、これらの内容を含めて**患者に対して放射線診療の実施前説明を行う**。

紹介を受けた病院等では、放射線診療の実施前に正当化及び最適化、患者に対する説明を行う。

CT 検査、血管造影、核医学診療の実施後には、紹介元の外部病院等の医師等に対して当該診療における医療被ばくの線量情報を提供する。

以上の事項が含まれています。

当院での高度医療機器共同利用検査（CT、RI、PET/CT）におきましては、同封の“放射線検査・治療を受ける方へ（医療連携用）”の説明文書を作成いたしましたので、貴院のご判断でご利用ください。（骨密度は該当検査に含まれません）

※参考までに当院におきましては、日本医学放射線学会のガイドラインに沿って、放射線診療を受ける患者に対し診療実施前に以下の対応で行っています。

1. リスク・ベネフィットを考慮した放射線診療の必要性
2. 検査における被ばく線量とその影響（説明文書で対応可）
3. 当該病院で実施している医療被ばくの低減に関する取り組み（説明文書で対応可）

以上の3項目についての説明を行ない、説明と同意に関する事項を診療録等に記録しています。